

大阪市営住宅における買物支援実施に係る「移動スーパー協力事業者」の募集について

大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）では、大阪市営住宅指定管理者として入居者サービスの向上及び近隣住民とのコミュニティの活性化の取組みの一つとして、自治会又は入居者が組織する自治会に準じた団体（以下「自治会等」という。）からの要望を受けて、日常の買物が困難な状況に置かれている方々の利便性を高めるため、市営住宅敷地内で車両に商品販売の設備を搭載して移動しながら生鮮品・食料品・日用品等の販売（以下「移動スーパー」という。）実施について、自治会等と移動スーパー事業者との必要な調整を行うこととしています。

つきましては、公社におきまして大阪市内で移動スーパーが実施できる事業者を公募し、公社の移動スーパー協力事業者として登録して頂き、移動販売を希望する市営住宅の自治会等に紹介し買物支援に繋げて行くこととしています。買物支援の主旨にご賛同いただける事業者様がございましたら、下記の内容をご確認の上、応募頂きますようお願いいたします。

【募集期間】

令和5年2月1日から随時、募集いたします。

【登録の届出】

- ・ **登録方法**：登録要件等をご確認いただき、所定の届出様式にて公社担当窓口へ提出してください。なお、届出提出後、ヒヤリングを行います。

※届出などの問合せ先

担当窓口：大阪市住宅供給公社 住宅管理部管理課 調整担当

窓口受付時間：平日 9時～17時30分

電話 06（6882）7046

- ・ **届出様式**：「大阪市営住宅における買物支援に係る移動スーパー協力事業者登録届」（様式5-1）（PDF版）
「暴力団排除に関する誓約書」（様式5-2）（PDF版）

・登録及び実施要件

下記の登録要件に誓約及び実施要件を承諾できる事業者方を登録いたします。

《登録要件》

- ・ 大阪市暴力団排除条例（平成23年3月17日制定 条例第10号）第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- ・ 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体でないこと。
- ・ 公序良俗に反する組織又は団体でないこと。
- ・ 生鮮品、食料品、日用品等が豊富に揃い、市営住宅に居住する買物弱者の買物利便性を高める移動販売を行うものであること。
- ・ 次の実施要件を遵守すること。

《実施要件》

- ・ 移動スーパー協力事業者は、公社が紹介する買物支援を要望する自治会等と公社が定める覚書を締結し移動スーパーを実施すること。
- ・ 移動スーパーは、公社が指定した市営住宅内の駐車場所に駐車して実施すること。
- ・ 移動スーパー車両の駐車及び販売時間は、1営業当り概ね30分を上限とする。なお、市営住宅の規模や駐車場所の状況などにより買物支援の目的に照らして駐車及び販売時間の延長がやむを得ない場合は延長することができる。

- ・販売に従事する者の服装など市営住宅の入居者や近隣居住者に不快な印象を与えないこと。
- ・市営住宅の自治会等、入居者及び近隣住民との間で、販売商品代金以外の金品の授受を行わないこと。
- ・移動スーパーの実施により生じる塵芥等は、移動スーパー協力事業者の責任で持ち帰り処理すること。
- ・市営住宅及びその周辺の環境を乱す行為、又は入居者及び近隣住民に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- ・移動スーパー協力事業者の故意又は過失により市営住宅に損害を与えた場合は、移動スーパー協力事業者の責任において賠償すること。
- ・移動スーパーの営業上の苦情・問合せについては、移動スーパー協力事業者が誠意をもって対応すること。
- ・移動スーパーの営業日時について、市営住宅の保全工事などにより市営住宅の管理の支障となる場合は、移動スーパーの営業の一時停止や営業日時の変更等を求める場合があること。
- ・公社が移動スーパー実施に係る入居者ニーズ調査等を移動スーパー協力事業者に求めた場合、移動スーパー協力事業者は移動スーパーの利用者数や販売商品の購入傾向などの情報を可能な範囲で提供すること。
- ・暴力団等と下請け契約及び資材・原材料等の購入契約若しくはその他の契約をしてはならない。また、暴力団等からの不当要求、又は移動スーパーの実施を妨げる行為を受けたときは、公社が指定する職員へ報告するとともに警察への届出を行うこと。
- ・その他、移動スーパーの実施に関して疑義が生じた場合は、すべて公社の指示に従うこと。

【移動スーパーによる買物支援の開始までの流れ】

- ① 登録届出（随時受付）
↓ 届出内容審査後
- ② 「移動スーパー協力事業者」として事業者登録
↓
- ③ 公社が自治会等から買物支援実施の要望を受理後、市営住宅の管理の支障の無い範囲で移動スーパー車両の駐車場所等を調整
↓
- ④ 公社から買物支援を要望する市営住宅の自治会等へ移動スーパー協力事業者を紹介（当該地域において複数の移動スーパー協力事業者が登録されている場合は、すべての移動スーパー協力事業者を自治会等に紹介します。）
↓
- ⑤ 自治会等と移動スーパー協力事業者が実施内容を協議、実施内容が合意した場合、実施に係る覚書を移動スーパー協力事業者と自治会等が締結
↓
- ⑥ ⑤の覚書に基づき「移動スーパー」による買物支援の開始

買物支援(移動スーパー)事業実施のイメージ

大阪市営住宅指定管理者
大阪市住宅供給公社

◎日常の買物が困難な状況に置かれている市営住宅入居者の方々への買物支援

自治会から要望を受けて、市営住宅内敷地において車両を駐車し生鮮品や食品・日用品などの販売サービスを提供する「移動スーパー」を指定管理者の管理の下に実施します。

